

5 リスクマネジメントの推進

(1) これまでの区の取り組み

近年、社会情勢等の変化により、行政経営を取り巻くリスクは一層多様化・複雑化しており、こうしたリスクへの対処を一步間違えると、区民等の信頼を失うことにもつながります。そこで重要となるのが「リスクマネジメント」です。

これまで、豊島区では、平成16年度に危機管理担当課長、平成27年度には危機管理監を設置、会議体としては、平成22年度に危機管理対策本部、平成30年度には豊島区リスクマネジメント推進本部を立ち上げ、あらゆる危機に対し、対応を強化してきました。

その間、平成22年度には豊島区危機管理指針、平成30年度には指針を改定し豊島区リスクマネジメント指針を策定し、全庁的な危機管理体制を広げてきています。

◆豊島区危機管理指針（平成22年度）から豊島区リスクマネジメント指針（平成30年度）へ

【豊島区危機管理指針】

区における危機管理の基本を規定し、危機が発生した際に区民の生命、身体及び財産を保護することで、区民の安全・安心と区政の信頼性の向上を図る（危機管理対策本部の設置、危機発生時の対応・報告体制、危機と所管部局の分類などを規定）

【豊島区リスクマネジメント指針】

多様化するリスクへの対応や迅速な報告体制の強化、P D C Aサイクルによる再発防止策を推進する（リスクマネジメント対策の検討、実施及び見直し体制の確立、全庁的なリスク対応の情報共有体制の整備などを実行）

◆リスクマネジメント体制をより強化するため「リスクマネジメント推進本部」を設置

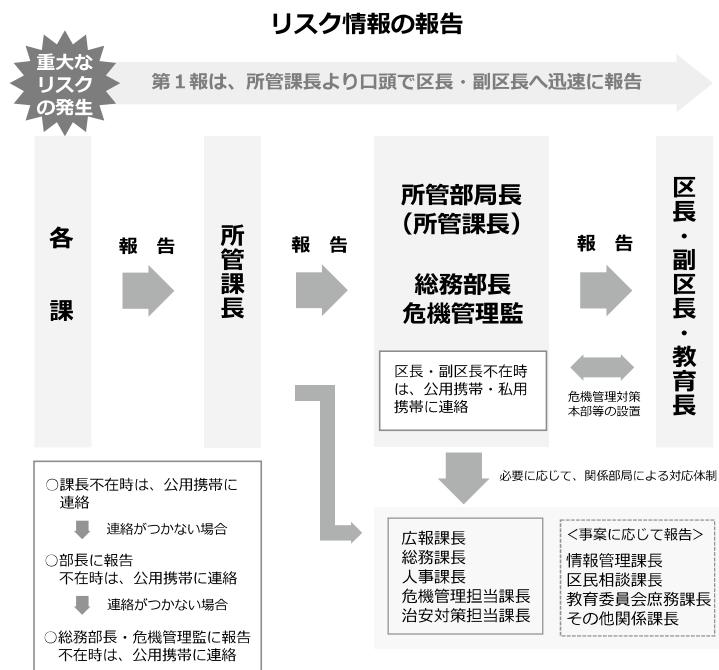
(2) リスク報告の体制強化

◆報告体制の強化

リスクマネジメント指針に基づき、リスク対応の基本となる報告体制を強化するため、重大なリスク発生時の第1報は、所管課長より直接、区長と副区長へ報告することにしました。

また、職員には、課長や部長の不在時における緊急時の連絡方法や連絡先を明確にするとともに、全職員に新しい報告体制の周知徹底を図ってきました。

この結果、平成29年度の報告数は41件でしたが、平成30年度に入り、増加傾向にあります。



◆全庁的な情報共有

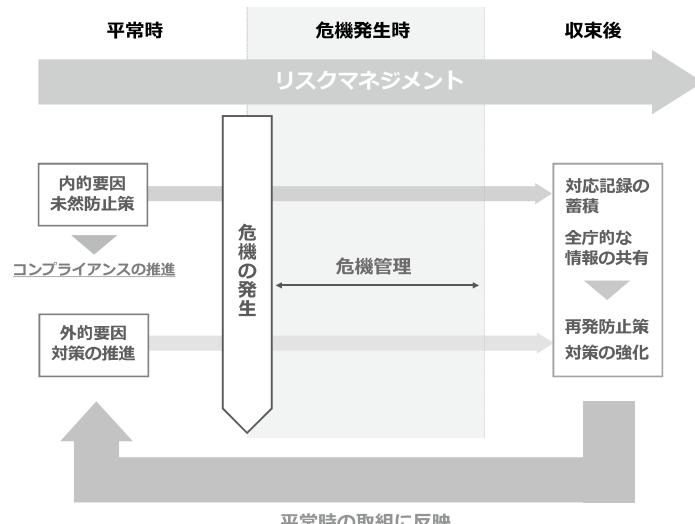
報告内容は、リスクマネジメント推進本部やリスクマネジャー連携会議などにおいて情報共有し、全職員にリスクの発生状況や対応などの周知に取り組んできました。

◆対策会議の開催

発生したリスクの迅速な報告に基づき、全庁的な対応が必要であると判断された場合、副区長をトップとした関係部課長による対策会議を設置し、リスク対応策を検討・実施する仕組み整備しました。

◆P D C Aサイクルの確立

リスクの報告にはじまり、全庁的な情報共有・対応記録の蓄積、再発防止策の実施、予防対策につながるP D C Aサイクルを確立し、リスクマネジメント体制を強化していきます。



(3) 今後の取り組み（課題）

豊島区では、近年、個人情報や業務委託に係る法令違反など、業務の効率性を重視してきた中、法令遵守（コンプライアンス）が問われる事案が発覚しました。そのため、事務執行上の効率性と、法令遵守（コンプライアンス）を重点的・一体的に取り組むため、今後、専任組織を立ち上げるとともに、主に以下の課題についてさらに検討を進め、全庁的な体制を整備していきます。

◆事務事業におけるコンプライアンスの確保

法令順守の視点を加えた事務事業評価の実施など

◆監査委員事務局との連携強化

監査委員の指摘事項と対応のとりまとめ・全庁共有など

◆政策法務・予防法務の推進

条例や規則の制定・改定時、新規事業のリスク予防など

◆公務員倫理の徹底

研修、職員の声をくみ上げるしくみの検討など

【地方自治体に求められる内部統制（総務省）】

人口減少社会において、地方自治体による行政サービスの重要性とともに、事務の適正処理の要請が高まる一方で、多様なニーズへの対応に伴う業務の複雑化や、広範囲な事務処理、職員の負担増によるミスの発生など、リスクが増大しています。そうしたリスクに対応するため、これまで、民間企業において拡がってきた「内部統制」の仕組みを地方自治体にも導入するべく、平成29年に地方自治法改正、平成32（2020）年に改正法が施行されました。

◆内部統制体制とは

地方自治体の事務が適正に実施され、住民の福祉増進を基本とした組織目標が達成されるよう、事務を執行する首長自ら、行政サービスの提供など事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

豊島区がこれまで取り組んできた「リスクマネジメント」は、実際に起こった危機に対しそのダメージをできるだけ少なくし、適切な対応と再発防止を行うものが中心でしたが、「内部統制」は、想定されるリスクを洗い出し、もしもそのリスクが発生した時にどのような影響を受けるかを分析して、そしてそれが起らぬためにリスク原因となる事象の防止策を検討して実行に移すということが必要になります。

23区は努力義務となっていますが、豊島区としてこれに倣い、コンプライアンスの推進を重点に置きながら、内部統制のあり方について検討を始めています。